

# 国際税務 × 関税 輸入取引リスク診断(要約版)

その仕入価格、国税と税関の両方に説明できますか。

外資系企業の輸入取引を、国際税務と関税の両面から診断します。移転価格・法人税・消費税と関税評価を、同一の担当者が一貫して検討する新サービスです。

ひとつの価格に、ふたつの当局。

海外の関連会社から商品を仕入れるとき、その価格はふたつの当局から正反対の方向で見られています。

| 国税当局 — 「高すぎないか」                        | 税関 — 「安すぎないか」                            |
|----------------------------------------|------------------------------------------|
| 日本子会社の利益が薄ければ、移転価格税制のもとで所得の国外流出を疑われます。 | 親子間という特殊な関係が価格に影響していないか、関税評価の観点から検証されます。 |

たとえば期末の価格調整金。移転価格ポリシーに従った減額調整は移転価格上は正しい処理ですが、関税では輸入後の減額を理由とする還付は実務上きわめて認められにくく、増額調整の場合は修正申告が必要になります。**調整は片道通行です。設計段階で関税を織り込んでいなければ、そのコストは戻ってきません。**

同種の論点は、ロイヤルティの課税価格への加算、無償提供物品の取扱い、手数料の区分、輸入者の選定など、輸入取引のいたるところに潜んでいます。移転価格の専門家は関税評価を知らず、通関の専門家は移転価格を知らない。この分断のなかで、企業だけが二重のリスクを負っています。

## 当法人の特長

- **外資系企業に特化** 創業以来、外資系企業の税務会計に業務を絞り、専門性を維持しています。
- **両側から検証** 代表は税理士かつ通関士試験合格者（第 59 回・2025 年）。法人税・消費税・移転価格と関税評価・原産地規則・通関実務を、代表が一貫して検討します。
- **調査から逆算し、代表が最後まで担当** 税務調査・税関事後調査に耐えうる資料作成をご提案。ご相談から実行まで同一の者が担当し、引き継ぎの断絶がありません。

## 3 つのサービス

| サービス                   | 内容                                                                                                |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 01 関税評価 × 移転価格 整合性レビュー | 移転価格ポリシーと実際の輸入申告価格を突合し、特殊関係者間取引の課税価格、ロイヤルティの加算、無償提供物品、手数料の区分、期末価格調整金などを双方の視点からリスク診断します。標準期間 3 週間。 |
| 02 ダブル調査対応支援           | 税務調査と税関事後調査の双方を見据えた事前防衛。提出書類の突合、社内ヒアリング準備、指摘事項の他方への波及インパクト試算、本社向け英文報告までご支援します。                    |
| 03 日本市場参入・体制設計         | 誰が輸入者になるのか、在庫を日本に置くのか。輸入者の決定から PE リスク、輸入消費税の控除可否、越境 EC 特有の論点まで、税務と通関を一体で設計します。                    |

ご相談の流れ 初回相談（60 分・有料） ▶ クイック診断 ▶ ご提案とお見積り ▶ 実行

## 対象となるお客様

外資系企業の日本子会社または日本に支店を有する外国法人／日本への進出・輸入開始を検討している外国企業／日本向けに販売する越境 EC 事業者／海外本社のタックスチーム、日本拠点の経理・財務責任者、物流担当者。

※ 国内企業向けの記帳代行・一般的な税務顧問業務はお引き受けしていません。※ 関税に関する税務代理権には法令上の制約があるため、当法人の関与は助言・資料作成・整合性検証・同席支援等の範囲となり、申告手続そのものは提携する通関業者と連携して対応します。※ 費用は取引規模・品目数・商流の複雑さにより変動します。着手前に必ずお見積りをご提示します。

**お問い合わせ** 初回相談を受け付けています。日本語・英語のいずれでも対応いたします。

坂下国際税理士法人 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-38-5 YFL ビル 2F  
TEL 03-6434-9713 MAIL Sakashita@bygones-tax.com WEB <https://bygones-tax.com/>

## 国際税務×関税 輸入取引リスク診断

外資系企業の経理担当者・物流担当者の方へ  
-その仕入価格、国税と税関の両方に説明できますか？-

外資系企業の輸入取引を国際税務と関税の両面からリスク診断。

移転価格・法人税・消費税と関税評価を一貫して検討します。



## THE PROBLEM

### ひとつの価格に、ふたつの当局。

海外の関連会社から商品を仕入れるとき、その価格はふたつの当局から、正反対の方向で見られています。

| 国税当局                                               | 税関                                                   |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 「高すぎないか」<br>日本子会社の利益が薄ければ、移転価格税制のもとで所得の国外流出を疑われます。 | 「安すぎないか」<br>親子間という特殊な関係が価格に影響していないか、関税評価の観点から検証されます。 |

同じ一枚のインボイスが、一方では下げたい価格になり、もう一方では下げてはいけない価格になる。多くの企業が、この矛盾を抱えたまま日々の申告を続けています。

### たとえば、期末の価格調整金。

移転価格ポリシーに従い、期末に親会社への支払を減額調整した結果、日本子会社の所得は適正水準に収まりました。移転価格上は正しい処理です。

ところが関税では、輸入後の減額を理由に課税価格を引き下げ、関税の還付を受けることは、実務上きわめて認められにくいのが現実です。逆に増額調整をした場合には、修正申告が必要になります。

調整は片道通行です。移転価格の設計段階で関税を織り込んでいなければ、そのコストは戻ってきません。

同種の論点は、ロイヤルティの課税価格への加算、無償提供物品の取扱い、手数料の区分、輸入者の選定など、輸入取引のいたるところに潜んでいます。

移転価格の専門家は関税評価を知らず、通関の専門家は移転価格を知らない。この分断のなかで、企業だけが二重のリスクを負っています。

## OUR APPROACH

### 外資系企業に特化する

坂下国際税理士法人は、外資系企業の日本における税務・会計を専門とする税理士法人です。多くの外資系企業は海外の関連会社から物品を輸入して、日本市場で販売する事業を行っており、物品を輸入する際に必ず通関が発生します。当法人は外資系企業が抱える特有の問題を包括的に解決します。

### 両側から検証する

法人税・消費税のみならず、移転価格や関税評価・原産地規則・通関実務を、通関士資格者と同等の知識を併せ持つ代表自らが一貫して検討します。移転価格ポリシーを関税評価の観点からも検証します。反対に関税削減策が法人税・消費税や移転価格に与える影響も同時に検討します。国税向けの説明と税関向けの説明が食い違うこともありません。

### 調査から逆算する

税務調査と税関事後調査は、いずれも過去に遡ります。いつ調査が入っても耐えうるような資料作成を提案します。

### 代表が最後まで担当する

ご相談から実行まで、代表が一貫して担当します。担当者の交代による引き継ぎの断絶はありません。

## 3つのサービス

### 01 関税評価 × 移転価格 整合性レビュー

移転価格ポリシーと実際の輸入申告価格を突合し、双方の視点からリスク診断します。

### 02 ダブル調査対応支援

税務調査と税関事後調査、双方を見据えた事前防御と実地対応をします。

### 03 日本市場参入・体制設計

輸入者の決定から PE リスク、消費税問題まで、税務と通関を一体で設計します。

### 対象となるお客様

- 外資系企業の日本子会社または日本に支店を有する外国法人
- 日本への進出・輸入開始を検討している外国企業
- 日本向けに販売する越境 EC 事業者
- 海外本社のタックスチーム、および日本拠点の経理・財務責任者、物流担当者

なお、当税理士法人は国内企業向けの記帳代行・一般的な税務顧問業務はお引き受けしていません。外資系企業のクロスボーダー取引に業務を絞ることで、専門性を維持しています。

## 01 関税評価 × 移転価格 整合性レビュー

移転価格ポリシーと、実際に税関へ申告している価格。このふたつが矛盾していないかを、両方の法令に照らして検証します。

### こんな状態になっていませんか

- 移転価格文書は整備されているが、関税申告との整合性は誰も検証していない
- 価格調整金を每期入れているが、関税上の扱いを検討したことがない
- ロイヤルティを別建てで支払っているが、課税価格への加算要否を判断していない
- 親会社が金型や材料を無償提供しているが、申告に反映されているか不明
- 通関は乙仲に任せきりで、申告価格の根拠を社内で説明できない

### 検証する主な論点

- ・**特殊関係者間取引の課税価格** 買手と売手が特殊関係にある場合に、その取引価格が関係の影響を受けていないと言えるか。言えない場合にどの評価方法を採用するか。
- ・**ロイヤルティ・技術支援料の加算** 支払っているライセンス料が「輸入貨物に係るもの」であり、かつ「取引の条件」となっているか。加算が必要な範囲を切り分けます。
- ・**無償提供物品** 金型、材料、設計、技術。親会社からの無償または低廉な提供が課税価格に加算されるべきものかを整理します。
- ・**手数料の区分** 買付手数料は加算不要、販売手数料は加算必要。契約の文言ではなく取引の実態がどちらに当たるかを判断します。
- ・**期末価格調整金** 増額・減額それぞれの関税上の帰結を実額で試算し、調整方法の設計自体を見直します。
- ・**事前教示とAPAの整合** 税関への事前教示照会と、国税へのAPA申請。両方で矛盾した主張をしないよう、事前に方針を揃えます。

### 進め方と成果物

- 資料のご提出(インボイス、輸入許可通知書、契約書、TPポリシー、ローカルファイル等)
- 詳細なヒアリングを通じて論点の洗い出しと、リスクの大きさに応じた優先順位づけ
- レポート作成と内容の説明(改善提案を含みます。)
- 最終レポートの提出(日本語・英語など)

## 02 ダブル調査対応支援

税務調査と税関事後調査は、どちらも過去に遡ります。そして、一方に出した説明が、もう一方で不利な証拠になることがあります。

### なぜ両方をまとめて考える必要があるのか

税関の事後調査で「この価格は安すぎる」と指摘され、課税価格の引き上げに応じたとします。その事実、日本子会社の仕入原価が実は高かったことを意味します。移転価格の観点からは、日本子会社の利益がその分薄かった理由の説明を求められる材料になり得ます。

逆もまた然りです。それぞれの調査に個別最適で応じていくと、いつのまにか自社の主張が矛盾していく。これを防ぐには、最初から両方を同じテーブルで考える必要があります。

### ご支援の内容

- ・**事前防衛** 国税に提出した文書と税関に提出した書類を突合し、矛盾や説明のつかない箇所を、指摘される前に潰します。
- ・**社内ヒアリング対応の準備** 調査官が誰に何を聞くか。営業・物流・経理それぞれの担当者が事実と異なる説明をしないための事前整理を行います。
- ・**調査局面での対応支援** 当局への説明資料の作成、論点整理、対応方針の助言を行います。
- ・**指摘事項のインパクト試算** 一方の指摘を受け入れた場合、もう一方にどう波及するかを試算したうえで、受諾か争うかを判断します。
- ・**本社への報告支援** 海外本社が求める進捗報告・引当の要否判断に必要な情報を、英語の説明資料を作成します。

### 業務範囲についてのご留意点

関税に関する税務代理権については法令上の制約があるため、当事務所の関与は、助言・資料作成・整合性検証・同席支援等の範囲となります。申告手続そのものについては、提携する通関業者と連携してご対応します。具体的な業務範囲は初回相談時に明確にご説明します。

### 03 日本市場参入・体制設計

輸入取引を開始する前に決めておくべきことがあります。誰が輸入者になるのか。在庫をどこに置くのか。その選択が、その後の税負担を大きく左右します。

#### 進出前に整理すべき論点

- ・**輸入者を誰にするか** 海外本社が輸入者になるのか、日本子会社か、それとも顧客か。この選択で、関税の納税義務者も、輸入消費税を控除できる主体も変わります。非居住者が輸入者となる場合には、税関事務管理人の選任が必要になります。
- ・**在庫を日本に置くのか** DDP 取引や委託在庫倉庫を使うと、在庫を日本に保有することになります。この保有形態が恒久的施設(PE)と認定されれば、日本での法人税課税が生じ得ます。物流の都合で決めた倉庫が税務上の論点を生む、典型的な例です。
- ・**支店か、子会社か** それぞれの税務上の取り扱い、設立及び維持コスト、輸入者としての適格性を比較検討します。
- ・**輸入消費税の控除可否** 輸入時に納めた消費税を控除できるかどうかは、誰の名義で輸入したかに依存します。ここを誤ると、消費税が回収不能なコストとして残り続けます。
- ・**取引開始時点の移転価格ポリシー** 進出初期は赤字が続くのが通常です。その赤字が事業立ち上げによるものか、移転価格の歪みによるものかを、後から説明できる形で記録しておきます。
- ・**越境 EC の場合** 少額貨物の取り扱い、プラットフォーム経由の販売、返品時の処理など、EC ならではの論点を整理します。

#### 進出前にご相談いただく理由

体制を作ってしまったからの手直しは、契約の巻き直し、システム改修、通関実務の変更を伴い、コストが跳ね上がります。物流フローが確定する前の段階でご相談いただくのが、最も効率的です。

#### 成果物

- 推奨する事業形態・輸入者・商流のストラクチャー案
- それぞれの税負担の試算
- PE リスクをはじめとする論点の検証及び評価並びに改善策の提案
- 進出後に必要となる届出・登録のスケジュール
- 本社決裁用の英文サマリー

## HOW WE WORK

### まず、現状を見せてください。

インボイスと輸入許可通知書を数枚拝見するだけで、リスクの所在はかなり見えてきます。  
「まだ何が問題かわからない」という段階でも構いません。

|        |                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------|
| STEP 1 | 初回相談 5 万円 (60 分の口頭による対面相談)。取引フロー、輸入形態、移転価格ポリシーの概要を伺います。希望によりオンライン可。 |
| STEP 2 | クイック診断。資料を拝見し、リスクの所在と優先順位を整理してご報告します。定額でのご提供。                       |
| STEP 3 | ご提案とお見積り。スポット業務か顧問契約か、対応範囲と費用をご提示します。                               |
| STEP 4 | 実行。レビュー、文書化、当局対応まで一貫してご支援します。                                       |

すべての業務について、着手前にお見積りをご提示します。想定を超える作業が必要になった場合は必ず事前にご相談させていただきます。

## PRINCIPAL

### 坂下 弘子

税理士 / 通関士試験合格者(第 59 回・2025 年)

#### なぜ、通関士試験を受け、合格したのか

私は 25 年前から現在まで一貫して外資系企業の税務会計業務に携わってきております。法人税や消費税の申告業務のみならず、ローカルファイルなどの移転価格文書作成にも携わってきました。様々な業種の外資系企業のクライアントを支援してきた中で、通関関係のご相談を受けることが多いことに気づきました。例えばクライアントの経理責任者から価格調整金の相談があったときに移転価格への影響は応えられるものの、専門外である通関に与える影響については全く気にすることはありませんでした。ただ、同じ取引で税務と通関を分けて考える理由はなく、包括的に支援できるに越したことはありません。また、税関の事後調査のサポートを依頼されることも多く、一度体系的にきちんと理解した方が良いと思い、通関士試験を受けて合格しました。これにより、同一取引について法人税・消費税・移転価格・関税の観点から網羅的に検証・検討することができるようになり、少しでもクライアントのために尽力できればと思い、毎日精進しております。

#### 経歴

|        |                                                                        |
|--------|------------------------------------------------------------------------|
| 1996 年 | 税理士試験 5 科目合格                                                           |
| 1996 年 | 榎本税務会計事務所 入所                                                           |
| 1998 年 | ソフトバンク株式会社 内部監査室在籍                                                     |
| 2000 年 | 太田昭和アーンストアンドヤング株式会社(現 EY 税理士法人) 入所<br>国際税務コンサルティング部在籍<br>外資系企業の国際税務に従事 |
| 2005 年 | 坂下国際税理士法人 共同経営者として参加<br>創業以来、外資系企業に対する税務会計業務に特化                        |
| 2025 年 | 通関士試験 合格(第 59 回)                                                       |

#### 資格・所属

- 税理士(登録番号 96687)
- 東京税理士会渋谷支部 所属
- 通関士試験合格(第 59 回・2025 年)



## お問い合わせ

初回相談を受け付けています。日本語・英語のいずれでも対応いたします。

**事務所名** 坂下国際税理士法人

**所在地** 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-38-5 YFLビル 2F

**電話** 03-6434-9713

**メール** Sakashita@bygones-tax.com

**Web** <https://bygones-tax.com/>

**対応言語** 日本語・英語